

デンマークの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

デンマーク王国（デンマーク語では「Kongeriget Danmark」）（以下「デンマーク」という）は、北欧にある立憲君主制の国家である。スウェーデンと同様、社会的・経済的な格差が比較的小さい、高福祉・高負担国家であるといわれている。

かつて、デンマークの権勢は、ユトランド半島周辺だけでなく、東はスカンジナビア半島及びバルト海沿岸、西はアイスランド及びグリーンランドにまで及んでいた。ヴァイキングによる侵攻は周辺地域で恐れられた。当時のデンマークを含むスカンジナビア地域における慣習法（古スカンジナビア法）は、ヴァイキングにより、イングランド東部等の植民地に伝えられ、また、1066年のノルマン・コンクエストは、イングランド等の社会、文化、政治、言語等に大きな影響を及ぼした²。

デンマークでは、1241年には「ユラン法」（デンマーク語では「Jyske lov」）が、また、1683年には、「クリスチャン5世のデンマーク法」（デンマーク語では「Christian Vs danske lov」）が制定された。このような法典の存在がいわば「防波堤」の役割を果たしたことも一因となって、デンマークでは、ドイツと異なり、ローマ法の継受が限定的なものにとどまった³。

デンマークは、とくにナポレオン戦争以降、国力が衰退し、海外領土を次々と失っていった。現在、デンマークの自治領としては、フェロー諸島（デンマーク語では「Færøerne」）、グリーンランド（デンマーク語では「Grønland」）がある⁴。これら2つの自治領はそれぞれ、独自の議会と政府を持っている。本稿は、主として、デンマーク本土の法制度を対象とする。

デンマーク法の属する「北欧法」が、①大陸法や英米法とは異なる独自の法系を構成するのか、それとも②大陸法系の中の北欧法族を構成するのかについては争いがあるものの、後

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 英語の「law」という単語は、デンマーク語の「lov」（ロー）に起源を有するといわれている。松澤伸著『機能主義刑法学の理論 ―デンマーク刑法学の思想―』（信山社、2001年）28頁。

³ 松澤伸・前掲『機能主義刑法学の理論』33～35頁、46頁、56～57頁。

⁴ フェロー諸島及びグリーンランドにはさまざまな地下資源が存在しており、近時、独立に向けた動きが高まっているといわれている。

者の見方が有力といわれている。そして、北欧法族の中でも、その類似性の度合いにより、(ア) スウェーデン法とフィンランド法、及び (イ) デンマーク法とノルウェー法の2つのグループに分けることができる⁵。デンマークとノルウェーは、歴史的にも16世紀から19世紀に至るまで同君連合を形成していたことがある等、とくに密接な関係を有していた。現在でも、北欧諸国は相互に、法制度に関する影響を及ぼし合っている。

また、デンマーク法は、過去には、理論的・体系的なドイツ法の影響を強く受けたが、現在のデンマーク法は、むしろ、実務的・機能的な特徴をもつといわれている⁶。

II 憲法

現行のデンマーク憲法典（デンマーク語では「Danmarks Riges Grundlov」）は、1849年に制定され、直近では1953年に改正されたものである⁷。デンマーク憲法典は、デンマーク本土、フェロー諸島及びグリーンランドの3つの地域に適用される。

表1：デンマーク憲法典の主な体系⁸

第1章 総則	第1条～第4条
第2章 国王	第5条～第11条
第3章 国王の権力	第12条～第27条
第4章 議会	第28条～第34条
第5章 議会の手続	第35条～第58条
第6章 高等法院	第59条～第65条
第7章 国教会	第66条～第70条
第8章 人権	第71条～第85条
第9章 地方政府、アイスランド ⁹	第86条～第87条
第10章 憲法の改正	第88条
第11章 憲法の施行	第89条

⁵ 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』（中央大学出版部、2007年）xi頁。

⁶ 松澤伸著「デンマーク法(1)」(『法学教室 No.386』(有斐閣、2012年)所収)28～29頁。

⁷ 本稿における憲法の内容の記述にあたっては、畑博行著「デンマーク」(『世界の憲法集第四版』(有信堂、2009年)所収)、山岡規雄著「デンマーク憲法概説」(『レファレンス平成21年2月号』(国立国会図書館調査及び立法考査局、2009年)所収)等を参照した。

⁸ 憲法典の原文には各章の見出しは無いが、便宜上、下記ウェブサイトに掲載されている英訳に従って見出しを記載した。

http://www.servat.unibe.ch/icl/da_indx.html

⁹ アイスランド共和国は、1944年にデンマークから独立したため、アイスランドに関する規定(87条)は意味が無くなっている。

1 統治機構

(1) 国王

デンマーク憲法典をみると、国王の権限に関する規定が多数存在しているため、国王の権限が広汎に認められているようにみえる。例えば、立法権は国王及び国会に連帯して属し、行政権は国王に属するものと規定されている（3条）。しかし、実際には、国王が国事に関する権限を行使するためには、大臣を通じて行使することとされ（12条）、また、国王の決定が有効となるためには大臣の副署が必要とされている（14条）こと等から、国王の権限は儀礼的なものにすぎないと解釈されている¹⁰。

デンマークでは、女子の王位継承権が認められている（2条）。1953年改正前は、王位継承権は男子に限られていたが、当時の国王であったフレデリック9世に男子が無かったため、女子の王位継承権が認められるように改正されたものである¹¹。

デンマークでは、福音ルーテル教会が国教とされており（4条）、国王も福音ルーテル教会の会員でなければならない（6条）。

(2) 政府

政府の長は、首相である。首相及びその他の大臣は、国王により任命される（14条）が、実質的には議会在が決定する。

1953年の憲法改正により、議院内閣制が規定された（15条）。従前より、議院内閣制は、実務慣行として定着していたところ、これを明文化したものである¹²。

(3) 議会

議会については、従前は、二院制が採られていたが、1953年の憲法改正により、一院制に変更された。現在の唯一の議会である「国民議会」（デンマーク語では「Folketing」）は、179人以下の議員により構成され、フェロー諸島及びグリーンランドの2つの地域からは、それぞれ2人ずつの議員が選出される（28条）。議員の任期は4年である（32条1項）。法律案は、可決されるまでに、国会において3度の読会を経る必要がある（41条2項）。新たな選挙が実施され又は会計年度が終了したにもかかわらず可決に至らなかった法律案は、廃案となる（41条4項）。

(4) 裁判所

司法権は、司法裁判所に属する（3条）。しかし、デンマークの憲法典は、司法制度については、あまり多くの規定を置いていない。

¹⁰ 山岡・前掲書 52頁。

¹¹ 畑・前掲書 263頁。

¹² 畑・前掲書 263頁。

王国高等法院は、大臣に対する弾劾裁判を審理する権限を有する（60条1項）。王国高等法院の裁判官は、最高裁判所の裁判官のうち在職年数の長い者15名以内、及び比例代表により6年の任期で議会が選任した同数の者から構成される（59条1項）。

デンマークの憲法典には、裁判所の違憲審査権についての明文規定が無いにもかかわらず、解釈上、違憲審査権があるものと考えられてきた。実際にも、1999年に、最高裁判所は、公立以外の学校に対して補助金を認めることの判断を国会に委ねる法律につき、三権分立に違反するという理由で違憲判決を下した¹³。

（5）国民投票

デンマーク憲法典の1つの大きな特色として、「国民投票」（レファレンダム）の制度を挙げることができる（42条等）。例えば、法律案に対して賛成又は反対の国民投票を行った結果、投票者の過半数で、かつ有権者の30%以上の者が反対投票をした場合、当該法律案は否決となる（42条5項）。国民投票は、国際機関への権限委任の場合（20条）及び憲法改正の場合（88条）にも行われる。

（6）オンブズマン

1953年の改正により、オンブズマンの制度が導入された（55条）。これは、国家の文武の行政を監督することを職務とし、国会議員ではない者のことであり、スウェーデン及びフィンランドにおいて既に採用されていた制度を取り入れたものである¹⁴。

（7）憲法改正

憲法を改正するためには、総選挙を間に挟んで、国会において同一文言の改正案を2度可決し、その後6か月以内に国民投票に付さなければならない。当該国民投票においては、投票者の過半数で、かつ有権者の40%以上の賛成が必要である（88条）。このように、憲法改正には厳格な手続及び要件が課されており、実際、1953年以降は憲法改正が行われていない。

2 人権

デンマーク憲法典は、自由権を中心とする人権カタログ（例えば、人身の自由、住居の不可侵、通信の秘密、財産権の不可侵、言論・出版の自由、検閲の禁止、結社の自由、集会の自由等）を規定している（67条、71条～85条）。平等原則についての明文規定が無いこと、社会権の規定が少ないこと、いわゆる「新しい人権」についても規定されていないこと等から、憲法改正の要否が議論されているが、現在のところ、憲法改正は実現しておらず、解釈

¹³ 山岡・前掲書 54～55頁。

¹⁴ 畑・前掲書 263頁。

により対応してきている¹⁵。

肉体的・精神的に健常である男子は、自ら国家の防衛に貢献する義務を負う（81条）。原則としては兵役義務を負うが、良心的兵役拒否が認められており、他の役務で代替することが可能である。

3 法令及び判決例

デンマークの主な法源は、憲法、制定法、施行規則、判決例、慣習法である。デンマークの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。例えば、契約法、刑法、司法運営法等がある¹⁶。デンマークの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、例えば、不法行為法の分野において、成文化された法令を解釈・具体化し、法を発展させるという役割を果たしている。

4 欧州連合（EU）の影響

デンマークは、1973年にEC（現EU）に加盟した。しかし、2000年9月の国民投票では、単一通貨ユーロの導入を否決した。

EUにより採択された規則は、デンマークに直接適用され、国内法令に優越する。EUの指令がデンマークで法的効力を生じるためには、デンマークで国内法化される必要がある。

なお、現時点において、デンマーク本土はEUに加盟しているにもかかわらず、フェロー諸島及びグリーンランドという2つの自治領はEUに加盟していない。

III 民法

デンマークには、統一的な「民法典」は無い。個別の分野ごとに法律が制定されており、例えば、「契約法」、「消費者契約法」、「損害賠償責任法」等がある。

契約は、口頭によるのでも書面によるのでも、等しく有効である。このことは、現在でも有効な1683年の「クリスチャン5世のデンマーク法」に規定されている。

EU指令を受けて改正された「製造物責任法」によると、製造物責任に基づく請求は、被害者が損害を知った時から3年以内で、かつ製造者が製品を販売した時から10年以内に行わなければならない。

デンマークは、1989年に世界で初めて、登録パートナーシップ法（パートナーシップ登録を行うと、相続、税金、社会保障等の面において、婚姻と同様に扱われる制度）を成立さ

¹⁵ 山岡・前掲書 58～59頁。

¹⁶ デンマークの制定法は、下記ウェブサイトにおいて閲覧可能である（但し、デンマーク語である）。

<https://www.retsinformation.dk/>

せた。2012年には、同性婚を認める法改正が行われた（2012年6月15日施行）。

IV 会社法

デンマークに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、子会社を設立することになる。支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するデンマーク法人である。

デンマークの会社法は、2009年に改正された。従前は、「株式会社法」及び「有限会社法」が存在したが、両者を規制する「株式会社及び有限会社に関する法律」が取って代わった。

表2：デンマークで設立が認められている主な会社¹⁷

名称	デンマーク語（略称）	説明
株式会社	Aktieselskaber (A/S)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 500,000DKK。株式は記名式又は無記名式で発行可。
有限会社	Anpartsselskaber (ApS)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 80,000 DKK。株式は記名式のみで発行可。

株式会社及び有限会社のいずれについても、株主は出資額の限度で責任を負う。有限会社に関する規制は、株式会社に関する規制をシンプルにし、出資者間契約により個別の事情に応じることができるようにしたものである。資本金額はデンマーククローネ（DKK）又はユーロで決定される必要があるが、株式会社の場合は 500,000 デンマーククローネ又はそれに相当するユーロ、有限会社の場合は 80,000 デンマーククローネ又はそれに相当するユーロが最低資本金額とされている（4条2項）。株式会社の場合、株式は記名式又は無記名式で発行できるが、有限会社の場合、株式は記名式のみで発行可能である。経営形態については、多くの会社では、2階層の形態（株主総会が取締役を選任し、取締役会が役員を任命する。取締役会は会社の事業全般の適正な運営の確保にあたり、役員会は日常的経營業務にあたる）が採られている。また、有限会社では、取締役会が無い1階層の形態も認められており、株式会社では、監督委員会を設置して役員会の監督にあたらせる形態も認められている。過去3年間の平均従業員数が35名以上であった場合、主要経営機関に従業員代表数名を選出することができる。会社設立後2週間以内にデンマーク商工企業局に登録申請を行

¹⁷ 表2の作成にあたっては、モーテン・エルドラブ・ヨーゲンセンほか著、大西千尋監訳、藤原拓訳「デンマーク会社法」（『国際商事法務 Vol.39, No.5』（国際商事法研究所、2011年）所収）673～679頁を参照した。

わなければならない、登記時に法人格を取得することになる¹⁸。

V 民事訴訟法

1916年に制定された司法運営法（デンマーク語では「Lov om rettens pleje」）が、裁判所の運営及び組織や、民事手続及び刑事手続について規定している。司法運営法の主な体系は、表3のとおりである。

表3：司法運営法の主な体系¹⁹

第1部 裁判権等	第1条～第147条
第2部 民事裁判及び刑事裁判の共通規定	第148条～第223条
第3部 民事訴訟	第224条～第682条
第4部 刑事訴訟	第683条～第1021条
第5部 最終規定及び経過規定	第1022条～第1039条

デンマークでは、3つのレベルの裁判所が設置されている。即ち、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所である。通常の民事事件及び刑事事件は、第一審が地方裁判所、第二審が高等裁判所で審理されるというように、「二審制」となっている。最高裁判所への上告は、例外的な場合にのみ許されている。地方裁判所は、全国24の地域に1か所ずつ設置されている。高等裁判所は2か所だけ設置されており、コペンハーゲンに東高等裁判所、ヴィボーに西高等裁判所がある。最高裁判所はコペンハーゲンに設置されている²⁰。その他に、前述した王国高等法院のほか、海事・商事裁判所等の各種の裁判所もある。

VI 刑事法

デンマーク刑法典は、ドイツ刑法典の強い影響の下で制定された。構成要件、違法性、有責性、因果関係・条件関係、作為・不作為、主観的違法要素、事実の錯誤・法律の錯誤等の諸概念は、デンマークにももたらされた。しかし、その後、デンマークでは、さまざまな要因により、機能主義・経験主義的な刑法学が支配的となっていった²¹。

デンマーク刑法典の特色としては、近代学派の主観主義の影響を強く受けていることが挙げられる。例えば、日本の刑法では予備にすぎない行為であっても未遂犯として処罰され

¹⁸ ヨーゲンセン・前掲書 674～678頁。

¹⁹ 表3の作成にあたっては、松澤伸訳著『デンマーク司法運営法 一刑事訴訟関連規定一』（早稲田大学比較法研究所、2008年）を参照した。

²⁰ 松澤・前掲『機能主義刑法学の理論』78～81頁。

²¹ 松澤・前掲『機能主義刑法学の理論』2頁。

得ること、犯罪に条件を与えた者は全て正犯者として取り扱うという「包括的正犯者概念」が採用されていること等である²²。

前述したように、司法運営法は、民事手続と刑事手続の両方について規定している。デンマークの刑事手続では、実体的真実主義（その1つの表れとして、検察官の客観義務が挙げられる）が強調されていること、弾劾主義及び当事者主義が採られていること等が特徴的である²³。

デンマークの従前の制度の下では、陪審制と参審制が併用されてきた。即ち、第一審たる地方裁判所における通常の刑事事件では、自白事件は裁判官1名だけで審理されるが、否認事件は参審制（裁判官1名、陪審員2名）により審理される。高等裁判所に控訴された場合、控訴審は、参審制（裁判官3名、陪審員3名）により審理される。高等裁判所が第一審となるような重大事件（4年以上の自由刑が求刑された事件）の場合は、陪審制（裁判官3名、陪審員12名）により審理される。陪審員は、裁判官の指導を受けて、被告人の有罪・無罪の判断を行い、量刑は、陪審員と裁判官の合議により行う。なお、裁判官は、陪審の評決を、被告人に有利な方向で覆することができる²⁴。

ところが、近時、司法運営法の陪審制及び参審制に関する部分につき改正が行われ（2008年1月1日施行）、陪審制が事実上廃止され²⁵、全て参審制に移行することとされた。即ち、改正後は、高等裁判所における参審制は、裁判官3名、陪審員3名で行われ、従前どおりであるが、陪審制は、第一審における重大事件においては、裁判官3名、陪審員6名が合議を行い、被告人の有罪・無罪の判断及び量刑を行うこととなった²⁶。陪審制が実質的に廃止された主な理由は、「評決に理由を付することができない」という致命的欠陥がある点であった²⁷。

VII 参考資料

以上、デンマーク法の概要を簡単に紹介してきたが、デンマーク法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は相対的に少ない。しかし、日本語によるデンマーク法の入門的な案内として、松澤伸著「デンマーク法」がある²⁸。また、とくに刑事法の分野に関しては、松澤伸著『機能主義刑法学の理論 ―デンマーク刑法

²² 松澤・前掲『機能主義刑法学の理論』71～72頁。

²³ 松澤伸訳著『デンマーク司法運営法 ―刑事訴訟関連規定―』（早稲田大学比較法研究所、2008年）186～187頁。

²⁴ 松澤・前掲『デンマーク司法運営法』189～191頁。

²⁵ 憲法65条2項により、刑事裁判への陪審員の参加を完全に排除することはできないため、司法運営法の改正においても「陪審」という文言は残さざるを得ないという事情があった。

²⁶ 松澤・前掲『デンマーク司法運営法』203～204頁。

²⁷ 松澤・前掲『デンマーク司法運営法』198頁。

²⁸ 『法学教室』のNo.386～388に、3回にわたり連載された。

学の思想一』(信山社、2001年)、松澤伸訳著『デンマーク司法運営法 ―刑事訴訟関連規定一』(早稲田大学比較法研究所、2008年)、最高裁判所事務総局監修『陪審・参審制度 デンマーク編』(司法協会、2003年)等により、日本語でかなり詳しい情報を入手することができる。これに対し、民事法の分野に関しては、残念ながら、日本語の文献は非常に少ない。

英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Researching Law in Denmark」が参考になる²⁹。

※ 初出:『国際商事法務 Vol.41 No.11』(国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第14回 デンマーク」)。

※ 免責事項:本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/denmark1.htm>